

# 長岡市地域包括支援センターわしま・てらどまり（介護予防）運営規程

## （事業の目的）

第1条 社会福祉法人長岡三古老人福祉会が開設する長岡市地域包括支援センターわしま・てらどまり（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの担当職員が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

- 第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
  - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのない公正中立に行う。
  - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
  - 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

## （センターの名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 長岡市地域包括支援センターわしま・てらどまり
- ② 所在地 新潟県長岡市小島谷 3422 番地 3

## （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤）

管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。ただし、管理に支障がない場合は、

当該事業所の他の業務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

② 担当職員 1名以上

担当職員の職種は、保健師（経験のある看護師）、社会福祉士、介護支援専門員又は高齢者保健福祉に関する相談業務等の3年以上経験のある社会福祉主事のいずれかとする。担当職員は、指定介護予防支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝祭日、12月31日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

ただし、営業時間外についても、電話等により、24時間常時連絡が取れるようにする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

① 提供方法について

「長岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例」（平成26年長岡市条例第50号）第32条から第34条の規定に従って実施する。

② 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅とする。

③ サービス担当者会議について

- 1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。
- 2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報交換を行い意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

④ 担当職員による居宅訪問頻度等

- 1) 提供開始月
- 2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
- 3) サービスの評価期間が終了する月
- 4) 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

⑤ モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、長岡市（和島地域・寺泊地域）とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図る。
  - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
  - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修会を定期的に実施する。
  - ④ 前3号に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業者は、虐待が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第10条 事業者は、事業所において感染症が発生、まん延しないように、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回開催し、その結果を従業者に周知徹底を図る。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修会及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ① 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

(苦情処理等)

第12条 事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は介護予防サービス・支援計画書に位置付けられた指定介護予防サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 前項の苦情をうけた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指定又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。
- 5 事業者は、自らが介護予防サービス・支援計画書に位置付けた指定介護予防サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- ② 繼続研修 年2回
- 2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は長岡市、社会福祉法人長岡三古老人福祉会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(記録の整備)

第14条 事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- ① 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- ② 介護予防サービス・支援計画書
- ③ アセスメントの結果記録

- ④ サービス担当者会議等の記録
  - ⑤ モニタリングの結果記録
  - ⑥ 利用者に関する市への通知に係る記録
  - ⑦ 苦情の内容等に関する記録
  - ⑧ 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
  - ⑨ その他指定介護予防支援に関する諸記録
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間は保存するものとする。

#### 附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から適用する。